

国立大学法人岩手大学職員採用規則

平成16年4月1日 制定
令和5年10月17日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）に勤務する職員の採用に関し、公平かつ適正に選考するための必要な事項を定めることを目的とする。

(採用制限)

第2条 次の各号に掲げる者は、採用することができない。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 他に本務を有する者（国立大学法人岩手大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第2号により雇用される者を除く。）

(採用資格)

第3条 就業規則第3条前段に定める職員の採用資格は、次のとおりとする。

教員（附属学校教員を除く。） 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第17条に定める資格を有する者 ただし、大学院を担当する教員にあっては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に定める資格を有する者

附属学校教員 教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）第4条に定める免許状を有する者

事務職員 国立大学法人等職員採用試験の合格者

専門職員（事務系） 法律・会計、学芸員、外国語・情報処理等の資格若しくは専門的知識又は特別の技能を有する者

専門職員（技術系） 国立大学法人等職員採用試験の合格者、又は特別な資格・技術を有する者

技能職員（用務又は労務の業務を含む。） 機器等の免許・資格又は特別の技能を有する者

医療職員 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に定める免許状を有する者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に定める免許状を有する者

- 2 学長は、前項に定める事務職員のうち岩手大学の管理運営に必要とする特別な知識又は経験を有する課長職相当の人材を採用する場合にあっては、その経歴の審査等を経て当該者を採用資格を有する者と認めることができる。

(選考に必要な書類)

第4条 選考に際して必要とする書類は、次の各号に掲げるものとし、選考する職種に応じて必要とする書類を提出させるものとする。

- 一 岩手大学所定の履歴書
- 二 卒業・修了証明書（最終学歴）

三 教育研究業績書

四 その他学長が必要と認める証明書等

(教員の選考)

第5条 教員(附属学校教員を除く。)は、岩手大学及び部局等の人事方針並びに国立大学法人岩手大学教員選考基準に基づき学部教授会、研究科教授会、教育研究施設等の運営委員会等が採用候補者を選考する。

- 2 採用候補者の選考に当たっては、選考過程の客観性・透明性を高めるため、原則として公募によるものとし、国内のみならず可能な限り国外にも公募するものとする。
- 3 学長は、第1項による採用候補者のうちから採用を決定する。

(附属学校教員の選考)

第6条 附属学校教員は、地方自治体の教育委員会から推薦のあった者について、附属学校の長が採用候補者を選考する。

- 2 学長は、前項による採用候補者のうちから採用を決定する。

(事務職員等の選考)

第7条 事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員(以下「事務職員等」という。)の選考は、原則として公募によるものとし、選考方法は試験、面接、書類審査、実技等とする。

- 2 事務職員等は、労務を担当する理事又は副学長が岩手大学の人事方針に基づき採用候補者を選考する。
- 3 学長は、前項による採用候補者のうちから採用を決定する。

(採用時の提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 誓約書
- 二 その他学長が必要と認める書類

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員及び公共企業体職員その他これらに準ずるものとして学長が認める職員については、第3条に定める資格を有する者として準用する。
- 3 施行日以後に他の国立大学法人職員、国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員及び公共企業体職員その他これらに準ずるものとして学長が認める職員となった者については、前項と同様に扱うものとする。
- 4 施行日から平成16年度国立大学法人等職員採用試験の合格者の採用が可能となるまでの間に採用する事務職員及び専門職員(技術系)の資格については、第3条にかかわらず平成15年度国家公務員採用試験の合格者とする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則
この規則は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 12 月 25 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規則は、平成 25 年 3 月 28 日から施行し、平成 25 年 2 月 21 日から適用する。

附 則
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 10 月 17 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。